

○淡路市放置自転車等の防止に関する条例（平成17年4月1日条例第141号）

○淡路市放置自転車等の防止に関する条例

平成17年4月1日条例第141号

改正

令和元年年9月27日条例第13号

淡路市放置自転車等の防止に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、市民の良好な生活環境を確保し、街の美観を維持するとともに、通行の障害を除去し、市民生活の安全を図ることを目的として、公共の場所における自転車等の放置に対する措置について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車（小児用の車を含む。）をいう。
- （2） 公共の場所 不特定多数の者が自由に利用し、又は出入りすることができる場所であって、道路、公園、交通結節点その他の公共の用に供する場所をいう。
- （3） 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- （4） 放置 自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）が、自転車等駐車場その他の自転車等を駐車することが認められた場所以外の公共の場所に自転車等を駐車し、当該自転車等から離れて直ちに移動させることができない状態をいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため必要な施策の実施に努めなければならない。

（自転車等利用者等の責務）

第4条 自転車等の利用者等は、自転車等の安全利用を心掛け、自転車等を放置することにより、良好な生活環境を悪化させないように努めるとともに、市長の実施する施策に協力するものとする。

- 2 自転車等の利用者等は、その利用する自転車等に記名するように努めなければならない。
- 3 自転車の利用者等は、その利用する自転車について、防犯登録を受けなければならない。

（旅客海上輸送事業者等の責務）

第5条 旅客海上輸送事業者及び路線バス事業者並びに公共施設、商業施設及び娯楽施設等、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設を設置し、又は管理するものは、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めるとともに、市長の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

（自転車等放置禁止区域の指定）

第6条 市長は、公共の場所において、第1条の目的を達成するために必要があると認める区域を、自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、放置禁止区域を指定したときは、その旨及びその区域を告示するとともに、放置禁止区域である旨の標識を設置しなければならない。

（放置禁止区域の変更等）

第7条 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による放置禁止区域の変更又は指定の解除については、前条第2項の規定を準用する。

（自転車等の放置の禁止）

第8条 自転車等の利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。ただし、規則の定めるところにより市長が特に必要と認めたものは、この限りでない。

（自転車等の放置に対する措置）

（放置禁止区域内に放置された自転車等に対する措置）

第9条 市長は、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動するよう指導することができる。

2 市長は、自転車等の利用者等が前項の規定による指導に従わないとき、又は当該指導を受けるべき利用者等を確認することができないときは、当該自転車等を移動し、保管することができる。

(放置禁止区域外の公共の場所に放置された自転車等に対する措置)

第10条 市長は、放置禁止区域外の公共の場所に自転車等が放置され、歩行者等の通行を妨げ、又は災害時における緊急活動が困難となるおそれがあると認めるときは、当該自転車等に移動を促す警告書を貼り付けることができる。

2 市長は、前項の規定により自転車等に警告書を貼り付けた日から起算して14日を経過してもなお当該自転車等が放置されているときは、当該自転車等を移動し、保管することができる。

(市が管理する自転車等駐車場内の自転車等に対する措置)

第11条 市長は、市が設置し、又は管理する自転車等駐車場内において、自転車等が相当の期間継続して駐車されていること等により、自転車等駐車場の適正な利用に支障が生じていると認めるときは、当該自転車等に移動を促す警告書を貼り付けることができる。

2 市長は、前項の規定により自転車等に警告書を貼り付けた日から起算して14日を経過してもなお当該自転車等が駐車されているときは、当該自転車等を放置された自転車等とみなして移動し、保管することができる。

(保管した自転車等に対する措置)

第12条 市長は、第9条第2項、第10条第2項又は前条第2項の規定により自転車等を保管したときは、その旨及び規則で定める事項を告示しなければならない。

2 市長は、保管した自転車等の利用者等を直ちに調査し、当該自転車等を返還するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、第1項の規定による告示の日から起算して3か月を経過してもなお保管した自転車等を利用者等に返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等について廃棄等の処分をすることができる。

4 第1項の規定による告示の日から起算して6か月を経過してもなお保管した自転車等(前項の規定により売却した代金を含む。以下この項及び次項において同じ。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市に帰属する。

5 保管した自転車等の返還の方法は、規則で定める。

(費用の徴収)

第13条 市長は、第9条第2項、第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を移動し、保管したとき、及び前条第3項の規定により自転車等を処分したときは、それに要した費用を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、別表のとおりとする。

(関係機関との協議、協力等)

第14条 市長は、この条例に規定する施策を実施するため必要と認めるときは、関係機関と協議するとともに、協力を要請することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の淡路町放置自転車等の防止に関する条例(昭和59年淡路町条例第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の淡路市放置自転車等の防止に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

別表（第13条関係）

区分	金額
自転車	1,040円
原動機付自転車	1,570円